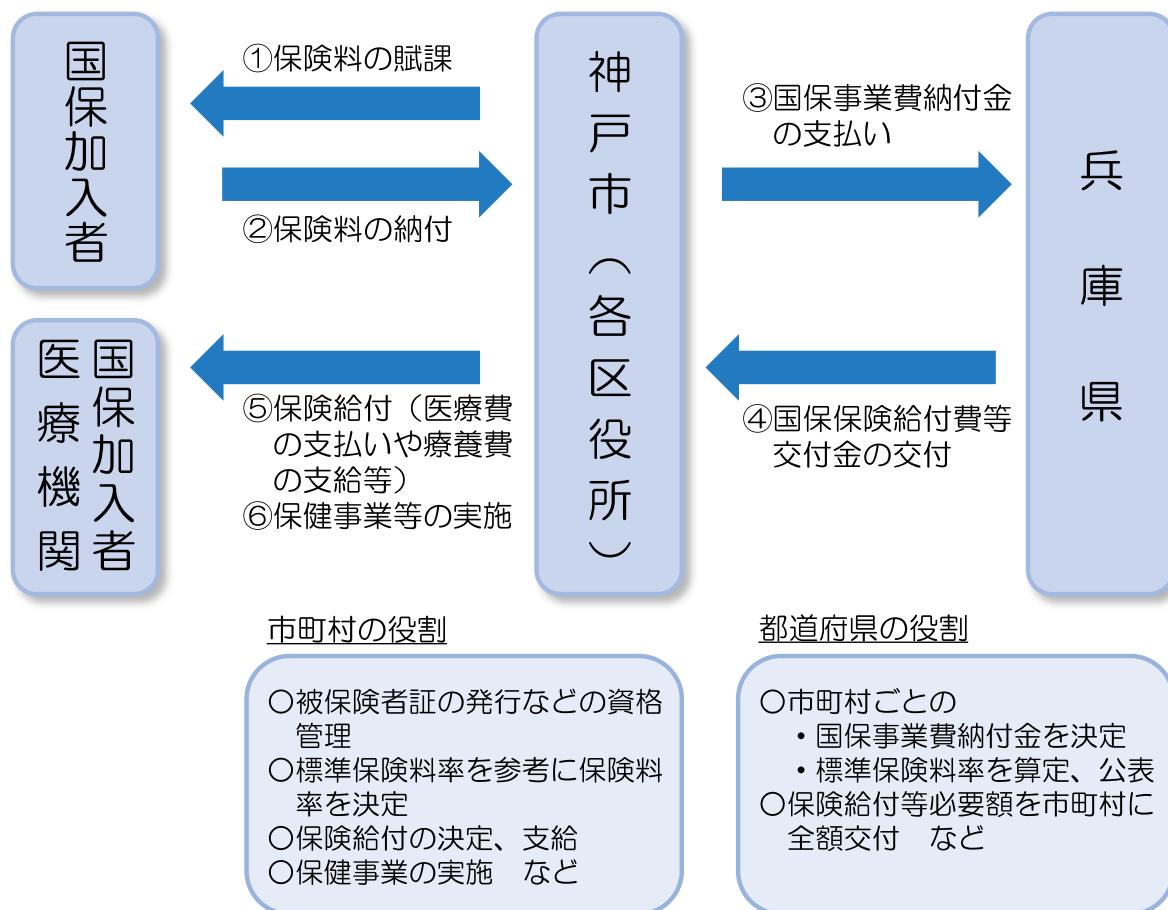


平成30年4月より

国民健康保険制度が変わります

- 国民健康保険は現在、市町村それぞれが保険者となって運営していますが、平成30年度からは都道府県と市町村が共同保険者となって運営します。
- 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。



Q わたしたち加入者にはどんな影響があるの？

A 国民健康保険の財政運営のしくみは変わりますが、医療の受け方は変わりません。また、保険料の納付先や保険給付の申請先、各種届出の窓口は、これまでどおりお住まいの市町村（区役所）で変わりません。

平成30年4月から変わること

- ・ 被保険者証等の様式が変わります。
(平成30年4月以降の最初の保険証の更新の際に変更になる予定です)
- ・ 高額療養費の多数回該当が都道府県単位で通算され、加入者の負担が軽減されます。

Q 保険料はどうなるの？

A

- ・ 都道府県は、市町村の保険料決定の参考となる標準保険料率を市町村に示します。
- ・ 市町村は、都道府県が示した標準保険料率を参考に保険料率を決定します。

平成30年度の保険料は、6月中旬にお知らせします。